

平成27年度  
事業計画



社会福祉法人 富士市社会福祉協議会



# 事業計画

## <基本方針>

本市では、平成27年度の施政方針として「都市活力の再生」を掲げていますが、依然として若い世代の流出に歯止めが掛からない状況が続いています。また、昨年の消費税増税、今年に入って諸物価の値上げ等により市民を取り巻く生活環境は、いまだ厳しい状況にあります。

このように景気の低迷にともなう格差社会が広がる中、生活保護に至る前の段階における自立支援策の強化を図るために本年4月より「生活困窮者自立支援法」が施行され、市より「生活困窮者自立支援事業」を受託し取り組んでいきます。

また、本年度は第3次地域福祉活動計画の最終年となり、第3次計画の反省・評価検証を行うと共に、地域懇談会等を開催し平成28年度からの5カ年計画である第4次地域福祉活動計画を策定していきます。

平成26年度に開設した成年後見支援センターでは、引き続き市民後見人の養成に力を注ぐとともに、相談機能の充実を図ってまいります。また、本年度より新たに社会福祉法人として法人後見に取り組み、市民後見人を監督し活動を支援をする後見監督人を受任する体制整備を整えていきます。

次に、本会の財政面に関しては、自主財源が数年にわたり低迷しており、補助金、委託料等も減少の傾向にあります。そのため、事業財源の確保は基より、老朽化した就労支援施設建設等についての財源の裏付け等も含め、中期的・長期的展望にたった資金計画、建設計画等を作成し、円滑なる社協運営を目指していきます。

## <本年度の重点目標>

1. 地域福祉活動計画の策定
2. 成年後見支援センターの運営強化と法人後見
3. 生活困窮者自立支援事業の推進
4. 行政との関係強化と基盤整備の推進

## ○地域福祉活動計画の策定

本会に求められる福祉ニーズは、社会情勢の変化と共に年々多様化してきています。そのニーズに答えていくためには、地域との繋がりを深めると共に、新たな課題解決に取り組んでいくことが必要です。

その指針となるものが、「地域福祉活動計画」です。本年度は、行政計画である「地域福祉計画」と連携し、平成28年度からの5カ年計画である第4次「地域福祉活動計画」を策定します。

## ○成年後見支援センターの運営強化と法人後見

昨年開設した成年後見支援センターの運営の強化を目的に、新にセンター長を配置し機能の充実を図っていきます。また、市民後見事業の推進を図るため、本年度より「法人後見」に取り組み、日常生活自立支援事業などとも連携させながら個人の権利が守れるよう円滑に事業を進めてまいります。

## ○生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階において、経済的に自立できるよう支援するために、本年4月より施行される「生活困窮者自立支援法」により、本会では、その支援体制の核となる「自立相談支援事業」を市より受託し、取り組んでいきます。事業実施に当たっては、主任相談支援員等、3名の相談員をフィランセ東館福祉相談室に配置し、相談に対応します。また、従来より実施している福祉相談・生活福祉資金の貸し付け等も密接に関係してくるため、それらも含めた中で、相談支援体制を整え対応します。

## ○行政との関係強化と基盤整備の推進

平成25年度より実施している、福祉事務所関係各課との情報交換及び懇談会に関しては引き続き継続し、市との関係強化を図っていきます。

本会も年々事業が拡大し、それに伴い職員も今年3名増員するなど、職員数も250名を超える状況です。そんな中、自主財源、補助金、委託料等が減少傾向にあり、さらに、本体事業は基より障害者就労支援事業、介護保険関係事業の円滑な運営も含め、中期、長期的な展望にたった経営・運営方針を作成し、基盤の整備に努めていきます。また、社会福祉法人が行う全事業を適用範囲とする「新会計基準」が示され、本会も現行基準から新基準に移行し、円滑な会計処理を図っていきます。

以上、本年度につきましても重点目標を中心に、役職員一丸となって鋭意努力してまいりますので、多くの皆様のご理解とご支援ご協力をお願い申し上げます。

## <執行事業>

(★は新規事業)

### 1. 広報・啓発活動の推進

#### (1) 広報紙「お元気ですか」の発行

年4回全世帯配布。会員である市民に対し、読みやすく解りやすい福祉情報を発信すると共に社協に対する理解を深めていただく。また懸賞応募と共に寄せられる多くの市民の意見や感想などを紙面に反映していく。

#### (2) 社協モニター制度

社協への理解を深め提言をいただくため、一般公募のモニター制度を実施する。本年度は第9期の1年目。(定員20名)

#### (3) 「ラジオエフ」との連携

月1回(最終水曜日)に社会福祉協議会PRのため、職員やボランティアが公開生放送「はあとふるトーク」に出演。また、市民に分かりやすく、役に立つ情報を盛り込みながら福祉の啓発に努める。災害時の連携を視野に入れた防災パートナーとしてのスポットCMも実施。本放送の他にも随時、日常的活動の中で広報媒体として効果的にラジオfを活用していく。



ラジオエフ 84.4MHz

「はあとふるトーク」(毎月最終水曜日 午後3時30分～)

#### (4) ホームページの充実

最新の福祉情報を掲載していくとともにブログをさらに充実し、市民にわかりやすい福祉情報を発信していく。

#### (5) 社会福祉大会の開催

社会福祉関係者の表彰及び記念講演をロゼシアターで開催する。本年度第43回大会は、11月12日開催予定。

**(6) 市民福祉まつりの開催（実行委員会主催）**

あらゆる人が気軽に心地よくふれあえる場を創出し、福祉への理解を深め、共に生きるまちづくりを目指すために実施。本年度も中央公園西側イベント広場にて10月18日に開催する。  
(35回目)



**(7) 市民活動団体“はじめての一步”助成金**

市民活動を始めようとする団体に対し、その設立等に係る経費の支援を行うことにより、福祉・文化・教育等の向上を図ることを目的に助成金を交付する。

**(8) 福祉図書コーナーの運営**

フィランセ東館3階に設置し、図書コーナーとして、福祉教育関係図書やビデオ・DVDソフトなどのメディアを広く市民に活用していただくよう運営していく。

<蔵書数>	図 書	1, 507冊
	ビデオ	231本
	DVD	53本
	CD	67本
	カセット	116本

**2. 地域福祉活動の推進**

**(1) 地区福祉推進会への支援**

小学校区を基本に住民主体で組織されている26地区の「地区福祉推進会」の活動支援を行っていく。特に、第4次地域福祉活動計画の策定を目指し、地域懇談会の開催をとおして、新たな地域ニーズへの対応についても協議する。



**(2) 地区福祉推進会連絡会への支援**

各地区の地区福祉推進会の情報交換や資質向上のため、連絡会やブロック研修等を行い活動の充実強化を図っていく。各地区で必要性が叫ばれている「小地域ネットワーク事業」（見守り活動）が市内全域に広がるよう、互いに研修できる場を提供していく。

### (3) ふれあい・いきいきサロンの運営助成

孤独感の解消や介護予防、健康維持などを目的としたおしゃべりの場となるサロンの設置を支援するとともに、未だ少ない地域ではサロンボランティア研修を行い、推進役となる人材育成を図っていく。また、市内を6ブロックに分けた「サロン交流会」を開催し、地区福祉推進会をはじめとする関係団体との連携を図る。

### (4) さわやかコール運動

見守りを必要とする、ひとり暮らし高齢者（おおむね65歳以上）に定期的に乳酸菌飲料を届けながら声かけを行い、孤独感を和らげると共に安否確認を行う。（業者委託、配達時1本・週3回まで）

### (5) 地域福祉活動団体援助

地域福祉活動を進めるための助成金を交付する。

民生委員児童委員協議会  
町内会連合会  
女性ネットワーク・富士  
人権擁護委員協議会

### (6) 地域福祉活動計画の策定

地域住民が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりの実現に向け、さらなる地域福祉の推進を図るため、地区福祉推進会を中心とした地域懇談会及び福祉団体懇談会等を開催したうえで、市の「地域福祉計画」と連携しながら、平成28年度から平成32年度までの5カ年計画として第4次地域福祉活動計画を策定する。

## 3. 自主財源の確保

### (1) 会費の募集

6月の会員募集月間を中心に会費増を図る。特に、新規特別会員の開拓を役職員一丸となり取り組んでいく。また、地区福祉推進会等を通じて加入の促進を図るとともに介護保険事業者連絡協議会を通じ介護保険事業者の開拓を行う。

普通会費	1戸300円全世帯加入
	町内（区長）会長に協力依頼
特別会費	1件1,000円～
	民生委員児童委員に協力依頼
団体施設会費	1団体1施設1,000円～
	市内の団体・施設に加入依頼

## (2) 寄附金

市民の皆様から寄せられた寄附金は、寄附者の意志を活かした各種地域福祉サービスや市民サービスとして提供していく。

## (3) 赤い羽根募金

- 戸別募金
- 篤志・法人募金
- 街頭募金
- 学校募金



毎年10月1日から全国一斉に展開される募金運動を町内会や民生委員児童委員等の協力を得て推進し、地域福祉活動及び民間社会福祉事業の充実など、明るく住みよい「福祉のまちづくり」を目的として実施する。

募金への理解・募金額増に向けての目標

- ①募金のしくみや用途を分かりやすく周知する
- ②職域募金・学校募金の推進
- ③各種団体等の募金への協力依頼

## (4) 歳末たすけあい運動

共同募金の一環として行われるもので、低所得世帯、児童福祉関係施設に対して明るい新年を迎えられるようにするための募金活動を行う。

## 4. 各種援護事業

### (1) 緊急一時援護

低所得世帯等で緊急に援助を要する場合でなおかつ、返済が見込まれない方に50,000円を限度に支給する。

### (2) 罹災世帯援護

火災に遭われた世帯に対し見舞金を支給する。

- 全焼 30,000円
- 半焼 20,000円

### (3) 車いす短期貸出事業

車いすを短期間必要とする方に社会参加の助長及び福祉向上を目的に、無料で貸し出しを行う。

### (4) 小口資金貸付事業

低所得世帯を対象に、一時的に必要な生活資金を貸し付け、世帯の自立支援を図る。

50,000円を上限 無利子

(5) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯を対象に、自立支援を図ることを目的に各種資金の貸し付けを行う。

(6) 高額療養費等資金貸付事業（市受託事業）

国民健康保険加入者で、限度額適用認定証の交付が受けられない方を対象に高額療養費分の貸し付けを行う。出産育児一時金の貸し付けの他、重度医療費・精神障害者医療費・母子医療費については、相談のうえ貸し付けを行う。

(7) 児童援護

①入学支度費の助成

低所得世帯の子どもが、小中学校入学時に入学準備品を購入するために必要な費用の一部を助成する。

小学校	8,000円
中学校	15,000円

②修学旅行支度費の助成

低所得世帯の子どもが、小中学校で開催する修学旅行に参加するために必要な費用の一部を助成する。

小学校	8,000円
中学校	10,000円

③児童遊び場の設置助成

遊び場の設置、補修、増設、撤去等にかかる費用の4分の1を助成する。



④交通遺児援護事業

交通遺児世帯に対して、交通遺児指定寄附金を財源に下記事業を行う。

※交通遺児等援護基金設置

・入学祝金	小学校	10,000円
	中学校	20,000円
	高校	50,000円
・見舞金		20,000円
・奨学金	高等学校等入学生徒及び在校生に対し、月額13,000円の奨学金を給付する。	

⑤児童関係団体等への支援

- 子ども会世話人連絡協議会
- 里親会
- 児童福祉施設球技大会

## (8) 高齢者援護

### ①敬老会への助成

敬老会開催における対象高齢者一人につき200円の助成を行う。

### ②家族の会への支援

在宅で介護をしている人たちの相談に応じ、孤独感の解消を目的に活動している団体への助成を行う。在宅介護者家族の会の事務局を担っている。

在宅介護者家族の会  
認知症の人と家族の会

### ③家族介護者交流事業（市受託事業）

在宅でねたきり高齢者や認知症高齢者の介護者を、一時的に介護から開放し、心身のリフレッシュを図ってもらう。また、介護者同士で話し合いができる交流の場を提供する。

### ④高齢者関係団体への支援

悠容クラブ連合会



## (9) 障害者援護

### ①福祉機器リサイクル事業（市受託事業）

不要になった福祉機器等を必要としている方に、再利用してもらうための橋渡しを行う。

### ②障害者活動団体への支援

NPO法人手をつなぐ育成会  
身体障害者福祉会  
視覚障害者福祉会  
聴覚障害者協会



### ③三福祉団体スポーツレクリエーション支援

手をつなぐ育成会、身体障害者福祉会、単親家庭の会、他複数の団体の交流と親睦を図ることを目的にスポーツレクリエーションを開催していく。

## ★5. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

### ・自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口で、相談者の抱えている問題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成して関係機関との連絡調整や支援の状況の確認等を行う。

## 6. ボランティア活動の推進

### (1) ボランティア活動育成

#### ①ボランティア講座

ボランティア活動に興味のある方や、これからボランティア活動を始めようと考えている方が活動するうえで必要となる心構えや技術の習得を目的に開催する。

#### ②託児ボランティア養成講座

子育て世代の社会参加を支援するために、保護者が講習等の間、安心してお子さんを預けることができる託児ボランティアの養成を目的に開催する。

#### ③音訳ボランティア養成講座（市受託事業）

視覚障がい者の情報獲得手段の拡充を図り、自立と社会参加の支援をするため、文字情報を音訳して情報提供する音訳ボランティアの養成及び既活動者の資質向上のための講座を開催する。

#### ④傾聴ボランティア養成講座

相手の話を聴くための手法や大切さを学び、ボランティア活動や身近な場所で傾聴という技術を生かし、より豊かな生活および活動につなげていただくことを目的に開催する。

#### ⑤家具固定ボランティア講座

団塊の世代を含め、企業、勤労者及び退職者を対象に、特に、男性ボランティアが活動できる環境を創出するため、家具固定の方法を学び、ひとり暮らし高齢者等の支援を行う家具固定ボランティアを養成する講座を開催する。

#### ※ひとり暮らし高齢者等への家具固定支援

家具固定ボランティア講座を受講した修了者で組織する「家具やしめ隊」を支援するとともに、自分では家具の固定ができないひとり暮らし高齢者等への防災対策を進める。また、研修会を実施し、家具やしめ隊メンバーの技術の向上を支援する。

#### ⑥災害ボランティアの育成

災害時におけるボランティア活動がスムーズに行えることを目的に「災害ボランティア連絡会」を中心に情報交換や「災害ボランティア支援本部開設訓練」等を他市町社協や県外の災害系団体等との連携を踏まえた中で開催し、災害に備えてその要員の育成を図るとともに災害に対する意識啓発を行う。また、災害ボランティア講習会を主催し、救急法講習会の開催に協力する。

## ⑦企業及び勤労者ボランティア活動の推進

企業、勤労者及び退職者を対象にボランティアに関する情報提供等を行い、ボランティアに関する意識の高揚と活動への参加の促進を図る。また、企業訪問をとおして、ニーズの把握を行い、企業と協働しながら社会貢献活動の活性化を図る。さらに、電子メールを活用し、企業へのボランティア活動や各種講座に関する情報提供を行う。

## ⑧声の広報事業（市受託事業）

音訳ボランティアの協力により、社協だよりや市の広報等をテープやCDに吹き込み、文字情報の取得が困難な視覚障がい者に郵送し社会参加していくうえでの情報提供を行う。現在35人の方が利用している。

## ⑨おもちゃ図書館の運営

フィランセ東館4階に設置し、おもちゃを通して障がい児と健常児とのふれあいを図る場、保護者同士の情報交換の場として、おもちゃ図書館ボランティアの協力を得て運営（開催）する。

開館日 火・木・土 10:00～12:00  
日 10:00～15:00

## ⑩移送サービス事業（市受託事業）

車いす使用者の通院・リハビリ等の行動範囲を拡大するためリフト付きワゴン車で移動支援を行う。運転手等は移送ボランティアの協力を得て実施する。ボランティアの資質向上のための研修会を開催する。

移送車両の貸し出しも行う。普通車2台 軽自動車1台

## （2）ボランティアセンターの運営

### ①ボランティア連絡会の支援

主に富士市内で活動しているボランティアグループで組織され、情報交換をはじめ研修等を開催する。また、市外のボランティアグループとの交流も行うネットワークの拡大も行う。 定例会 毎月第1金曜日

### ②ボランティアのニーズ調整

ボランティアに関する相談や、ボランティア活動を希望する方とボランティアを必要としている方とのコーディネートを行い、ボランティア活動の円滑化を支援する。

### ③ボランティア保険

ボランティア活動や行事を安心して行っていただくため、ボランティア保険の啓発と加入手続きを行う。

### (3) 福祉教育の推進

#### ★①福祉人材育成事業

福祉事業に携わる人材を長期的な視点で育成することを目的に、子どもから大人までを対象に、広く福祉に関する啓発を行う。事業については、関係機関・団体等との協議を重ね、より就労につながる取り組みを目指す。

#### ②夏休み福祉なんでも学習の開催

夏休みに福祉やボランティアに関する学習の機会として資料の提供や疑似体験コーナーを設け、福祉への理解を深めることを目的に開催する。事業実施にあたっては福祉人材育成事業との連動を視野に入れながら進める。

#### ③福祉教育担当者会議の開催

学校における福祉学習とあわせ、地域とのつながりを持った実践が展開できるよう、小・中学校の福祉教育・ボランティア学習担当者の情報交換を行う会議を開催する。

#### ④福祉体験機材の貸し出し

市内各学校や地域など幅広く福祉の心を育むための体験用として疑似体験機材を貸し出す。車いす、アイマスク・白杖、点字盤、高齢者・障がい者疑似体験セットなど。

## 7. 相談事業

### (1) 福祉相談室の運営（市受託事業）

市民からの福祉についてのさまざまな相談（初期の相談）に対応するとともに、関係機関と連携を持ちながら各種福祉サービスの紹介を行う。

### (2) 心配ごと相談事業

福祉・生活に関わる心配ごと相談に応じている。また、直接来られない方のために電話相談も行う。(月～金) 相談電話 64-3294

### (3) 結婚相談(ハッピネスF u j i)事業

フィランセ東館1階社協相談室において、結婚相談員(6名)により結婚に関する相談を行う。また出会いふれあいパーティーを年2回行う。

通常相談日 毎週水曜日、毎月第二・第四日曜日  
10:00～12:00 13:00～15:00

## 8. 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

判断能力に不安のある高齢者、知的障害者精神障害者等を対象に、福祉サービスに関する情報提供、サービス利用手続きの支援、日常的な金銭管理等を契約のもとに行い、安心して自立した生活が送れるよう支援する。

## 9. 成年後見支援センターの運営（市受託事業）

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を推進するための支援センターを運営する。電話や窓口で成年後見制度に関する相談や成年後見制度を利用するための手続きや申立に関するアドバイスも行う。また制度普及のための講演会や、親族以外の後見人である市民後見人の育成を図るための養成研修を行う。



市民後見人養成研修

## ★10. 法人後見事業

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思の決定が困難な方の判断力を補うため、本会が成年後見人等になることにより財産の管理や身上監護を行い、その権利を擁護することを目的に実施する。

## 11. 当事者団体の育成支援

三福祉団体の運営の側面的支援を行う。

NPO法人手をつなぐ育成会  
身体障害者福祉会  
単親家庭の会

## 12. 社会福祉センターの運営（指定管理者）

市内の社会福祉センター（広見荘・田子浦荘・東部市民プラザ・鷹岡市民プラザ）を高齢者をはじめ市民の健康増進及び憩いの場として提供することを目的に運営していく。（26年度～30年度）

### （1）施設の管理

施設利用の促進  
プール施設の運営（3館）

### （2）文化教養及び健康増進事業

各施設の企画による文化教養に寄与する行事や、看護師による健康相談等の健康増進に関する事業を行う。



幼稚園児とふれあい交流

## 13. 生きがいデイサービス事業（市受託事業）

広見荘、田子浦荘、鷹岡市民プラザ及び富士川地域福祉センターにおいて、週3回、閉じこもりがちな高齢者を対象にレクリエーションや健康体操、創作活動などを行い介護予防を図ると共に、孤独感の解消を図る。

## 14. 介護サービス事業

介護保険関連事業を提供し、介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるよう支援する。

- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 訪問入浴介護事業
- 通所介護事業



## 15. 障害福祉サービス事業

在宅障がい者宅を訪問し、日常生活・社会参画支援を行う。

- 居宅介護事業
- 重度訪問介護事業
- 同行援護事業
- 移動支援事業
- 身体障害者巡回入浴車派遣事業（市受託事業）

## 16. 障害者就労支援施設等の運営強化

### （１）各施設におけるサービス提供の向上

利用者ニーズに沿ったサービスを提供するとともに、各施設の特性を生かした訓練を展開していく。

#### ○就労移行支援事業所

##### ①まつぼっくり

就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に向けた知識や能力の向上を図るための訓練を行う。

#### ○就労継続支援（B型）事業所

- ①吉原つくし ②竹の子 ③ひめな ④市民ふれあいバンク ⑤鷹身工芸社、
  - ⑥まつぼっくり ⑦ふじばら作業所 ⑧ふれあいショップあゆみ・ふじひろみ
- 通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。

#### ○生活介護事業所

##### ①吉原つくし

常に介護を必要とする人に、生活面での介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供を行う。希望者へは送迎サービスを実施する。

### （２）特定相談支援事業の実施

障害者就労支援施設等の利用者や、その家族が障害福祉サービスを適切に利用するためのサービス等利用計画作成をはじめとした相談支援事業を実施する。

**17. 実習の受入**

社会福祉向上と福祉教育の一環として、学生等を対象に福祉実習の受入を実施する。

**18. 視察の受入**

視察を希望する各種団体等に対し、当会の実施している諸事業について、概要説明や施設見学の受入を実施する。

**19. 富士市介護保険事業者連絡協議会の支援**

介護保険事業者が相互の連携と、サービスの質の向上を行うことを目的に各種研修会を実施し、その事務局を担っている。

**20. 富士市民生委員児童委員協議会互助会の支援**

民生委員・児童委員の相互互助をはかるため、給付事業等を行う互助会の、事務局を担っている。



社会福祉法人 富士市社会福祉協議会  
富士市本市場432-1 富士市フィナンテ東館1階  
TEL 0545-64-6600(代)  
FAX 64-6567(代)  
e-mail info@fujishishakyo.com